

議案第八十八号

土地の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年十月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年拾月拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一	財産の内容	土地
		土地の所在 東伯郡三朝町大字横手字河戸二五番地外五筆
		土地の面積 六、一九四・五四平方メートル
二	相手方	三朝町土地開発公社
三	取得予定価格	一一二、一二一、〇〇〇円
四	取得目的	ふるさと健康むら建設用地